

## 医療資材備蓄方針の変更について

〔令和2年12月4日〕  
薬 務 課

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止の施策として、国・県が個人防護具や消毒用アルコールを確保し、医療機関や介護施設などに重点的に配布を行う一方で、供給が逼迫した際の備えとして、県で医療資材の備蓄を進めてきた。

今後、新型コロナウイルスを上回る感染力・毒性を持つ感染症（以下「強毒性感染症」という。）が発生した場合、医療現場において感染防護レベルを上げて対応する必要があるため、県が備蓄する医療資材の種類・数量を見直す。

## 2 基本方針

## (1) 強毒性感染症に備えた対応

現在備蓄している個人防護具に加え、防護レベルの高い個人防護具として、追加で防護服（セット）を備蓄するとともに、N95 マスクの備蓄数を増やすこととする。

## (2) クラスタ発生時への対応

既に備蓄しているマスクと手袋については、医療機関での使用量が増えていることに加え、介護施設等でのクラスタ発生時の緊急的な供給を想定し、備蓄数を増やすこととする。

## (3) 資材の保管管理の効率化

備蓄している資材については、現在、県が直接保管管理を行っているが、今後、倉庫業者等へ入出庫や保管管理業務を委託し、迅速に供給できる体制を整備する。

## 3 備蓄計画

(11月30日現在)

品目	マスク	N95マスク	ガウン	フェイスシールド*	手袋	防護服セット
これまでの 県備蓄計画	600万枚	10万枚	60万枚	10万個	1,600万枚	—
新たな 備蓄計画	1,200万枚	100万枚	60万枚	10万個	3,500万枚	10万枚
在庫量	610万枚	10万枚	61万枚	11万個	1,600万枚	0.6万枚
購入予定量	590万枚	90万枚	—	—	1,900万枚	9.4万枚